

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人あおぞら湯と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市北区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、子どもの健全育成を図り、同じ地域で子育てする子育て世代が、自立し、社会参加し、エンパワメントの機会を得て、安心・安全なまちづくりができるように、地域の保健・福祉を推進することを目的とする。また、障害のある子どもとその保護者が、地域の中で安心して過ごせ、社会の障壁が緩やかになるよう、社会環境の整備に努めることを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 子育て世代の交流の場の提供と交流の促進
- 2 子育てや地域に関する相談援助や情報交換の援助
- 3 地域の子育て、福祉に関する情報の提供
- 4 子育て及び子育て支援に関する講習会、イベントの企画・運営
- 5 子育て世代、障害者のエンパワメント事業
- 6 地域づくりとコミュニティ再生活動
- 7 第2種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 一時預かり事業の経営
 - (ハ) 障害児相談支援事業の経営
 - (ニ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ホ) 障害福祉サービス事業
- 8 前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議 決 権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 事 録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役 員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任 期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解 任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬 等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 笠井あゆみ 土屋信恵

設立時代表理事 笠井あゆみ

(設立時社員の氏名及び住所)

第26条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪市北区中津三丁目8番9号

設立時社員 笠井あゆみ

住 所 大阪市淀川区三津屋北二丁目10番21-507号

設立時社員 土屋信恵

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人あおぞら湯設立のため、設立時社員笠井あゆみ外1名の定款作成代理人である司法書士梶谷眞造は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成30年6月14日

設立時社員 笠井あゆみ

設立時社員 土屋信恵

上記設立時社員2名の定款作成代理人

兵庫県尼崎市東難波町五丁目21番7号

司法書士 梶 谷 眞 造